

新びばいっこすくすくフラン

(第2期美唄市子ども・子育て支援事業計画)



美唄市

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の背景及び趣旨	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 計画期間	2
4. 計画の対象	2
第2章 美唄市の現状	3
1. 人口・世帯の動向	3
(1) 人口の推移	3
(2) 世帯数の推移	3
(3) 就学前及び小学生人口（0～11歳）	4
(4) 出生数（自然動態）	5
(5) 転入と転出（社会動態）	5
2. 就業の状況	6
(1) 男女別の就業率	6
(2) 有配偶者女性の就業率	6
第3章 計画の基本的な考え方	7
1. 計画の基本理念	7
2. 基本目標	7
3. 計画の基本施策	8
第4章 基本施策と今後の取り組み	9
1. 【基本目標】「① 子どもの成長を支える教育・保育の環境づくり」	9
(1) 【基本施策】「①-1 教育・保育の提供区域の設定」	9
(2) 【基本施策】「①-2 教育・保育サービスの充実」	10
(3) 【基本施策】「①-3 配慮等が必要な子どもや家庭への支援」	11
(4) 【基本施策】「①-4 児童の健全育成」	11
2. 【基本目標】「② 子どもが健やかに生まれ育つことができる環境づくり」	12
(1) 【基本施策】「②-1 子どもや母親の健康・医療の充実」	12
(2) 【基本施策】「②-2 子育てをささえる環境の充実」	13
(3) 【基本施策】「②-3 地域子ども・子育て支援事業の充実」	14
(4) 【基本施策】「②-4 食育の推進」	14
3. 【基本目標】「③ 子ども・子育てを地域で応援する環境づくり」	15
(1) 【基本施策】「③-1 子育て支援ネットワークづくり」	15
(2) 【基本施策】「③-2 児童虐待防止対策の推進」	16

(3) 【基本施策】「③-3 子どもの安全・安心の確保」	16
第5章 子ども・子育て支援施策の展開	17
1. 保育の必要性の認定について	18
2. 施設型給付	19
3. 地域型保育給付	22
4. 地域子ども・子育て支援事業	23
5. 幼児期の学校教育・保育の一体的提供等の推進策	32
6. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容	32
第6章 計画の推進について	33
1. 地域・家庭・行政の協働による推進	33
2. 事業計画の周知方法	33
3. 計画の進捗状況の公表	33
資料1 美唄市次世代育成支援推進委員会設置要綱	資料1-1
資料2 美唄市次世代育成支援推進委員会委員名簿	資料2-1
資料3 美唄市次世代育成支援対策庁内検討委員会設置要綱	資料3-1

第 1 章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景及び趣旨

国は急速な少子高齢化、人口減少に対応するため、少子化対策基本法や平成 24 年に成立した子ども・子育て支援関連 3 法に基づいた子ども・子育て支援新制度を創設し、市町村においても 5 年を計画期間とした「子ども・子育て支援事業計画」の策定を義務づけ、地域の実情に応じ、質の高い幼児期の学校教育・保育の提供、地域における子ども・子育て支援の総合的な提供、保育の量的拡大・確保の充実を目指すこととしました。

その後、子ども・子育て支援法の改正や少子高齢化の課題に取り組むため、「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定され、子育て支援や社会保障の基盤強化を図るとされたほか、「子育て安心プラン」として待機児童の解消、女性の就業率の向上、保育の受け皿の拡大や質の確保、保育人材の確保、保護者への寄り添う支援の普及促進が示されているところです。

本市においては、平成 27 年 3 月にそれまでの「次世代育成支援美唄市行動計画（びばいっこすくすくプラン）」を引継ぎ、新制度にも対応した平成 27 年度から平成 31 年度を計画期間とする「美唄市子ども・子育て支援事業計画（新びばいっこすくすくプラン）」を策定し、安心して子育てができる環境づくりの充実を目指し、さまざまな事業に取り組んできたところであります。

しかしながら、現状、少子高齢化に伴う人口減少は進み、社会情勢の変化や教育・保育の無償化、女性の就業希望による保育ニーズの増加や子育て支援に対するニーズも多様化してきています。

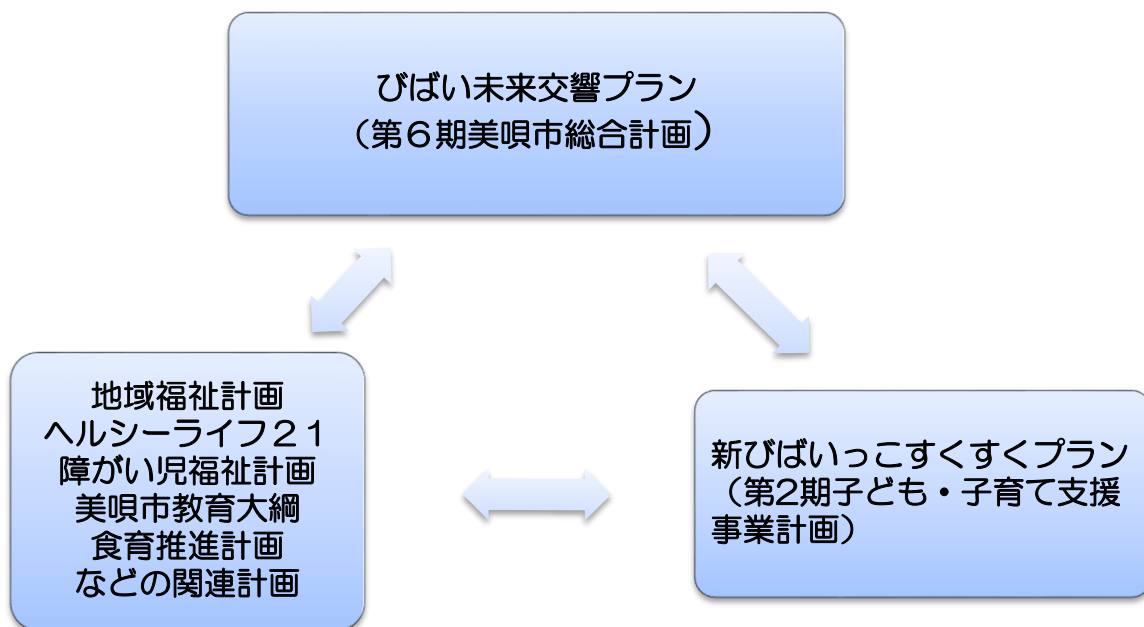
第 2 期美唄市子ども・子育て支援事業計画は、そうした社会情勢や子育て環境の変化、国が目指す方向性も踏まえ、策定することとします。

2. 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て事業計画」と位置付け、国が示す「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に基づき、美唄市が取り組む事業と達成しようとする目標を明らかにし、財政状況を勘案しながら計画的な取り組みを推進します。

■上位、関連計画との関係

本計画の策定にあたっては、第6期美唄市総合計画や地域福祉計画など他の関連した計画と調和の保たれたものとしてします。



3. 計画期間

本計画は令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間として定めるものとします。

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
計画 策定	第1期子ども子育て支援事業計画					第2期子ども子育て支援事業計画				

なお、社会情勢の変化や子育て支援を取り巻く環境の変化などにより、変更が必要になった場合には、必要に応じて見直しを行います。

4. 計画の対象

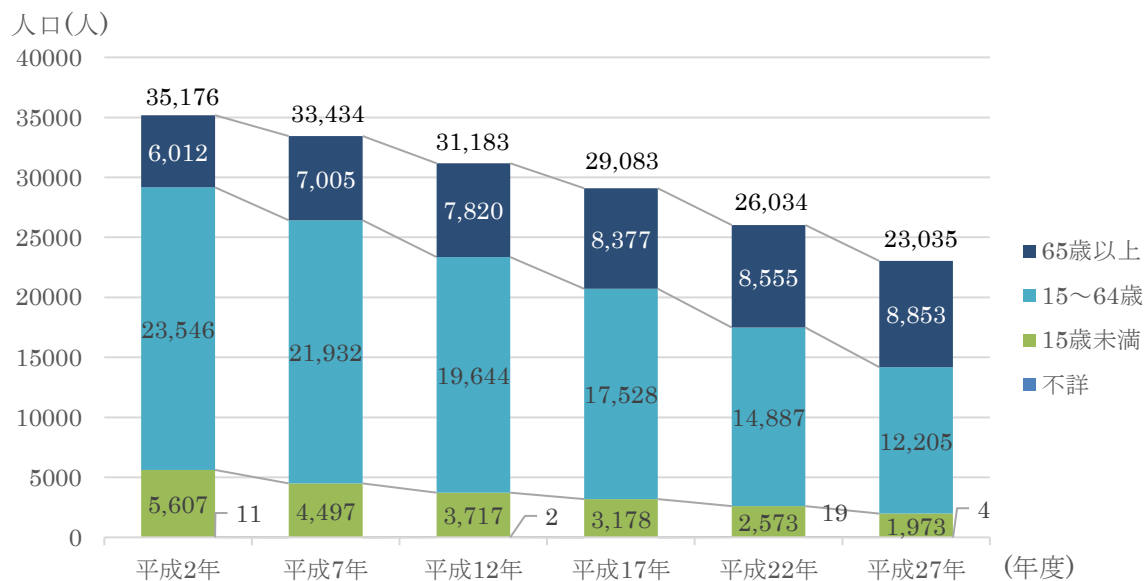
本計画は、就学前児童と小学校児童を中心とした児童福祉法に定められた18歳未満のすべての子どもとその家庭、地域、事業所、行政等を対象とします。

第2章 美唄市の現状

1. 人口・世帯の動向

(1) 人口の推移

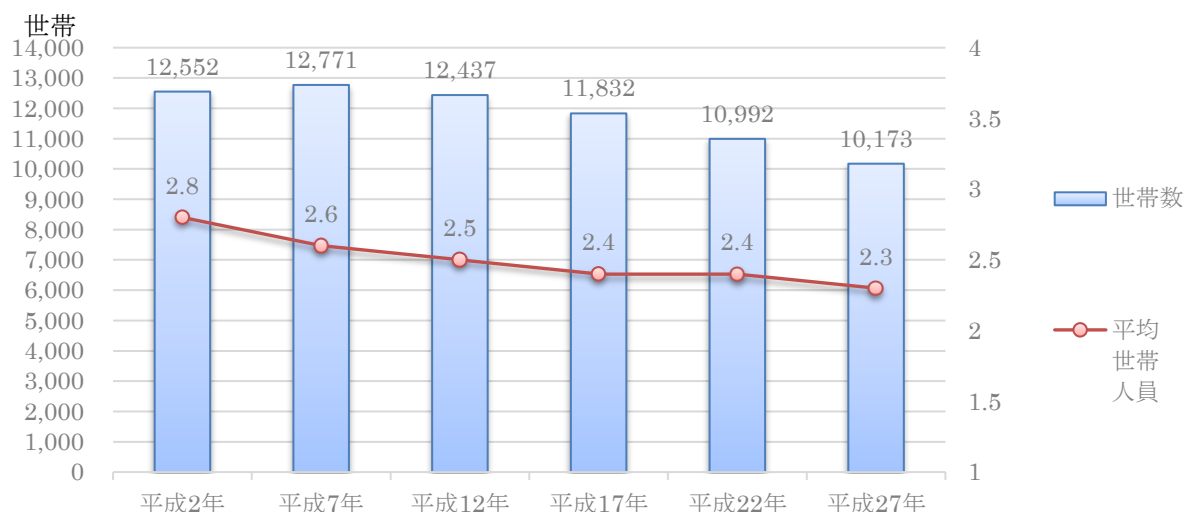
美唄市の総人口は、平成27年現在23,035人（国勢調査）となっており、年々減少しています。年齢構成別からは65歳以上の老年人口は年々増加しているのに対し、15歳未満及び15～64歳の人口は減少しており、少子高齢化が進んでいます。



総人口及び年齢構成別の人口推移（出典：国勢調査）

(2) 世帯数の推移

世帯数、平均世帯人員は総人口と同様に減少しております。



世帯数と平均世帯人員の推移（出典：国勢調査）

(3) 就学前及び小学生人口（0～11歳）

美唄市の0～11歳人口は、令和元年現在で就学前児童555人、小学生児童694人となっており、減少傾向にあります。

区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
0歳	118	75	104	75	91
1歳	113	108	77	104	75
2歳	104	107	106	74	105
3歳	98	101	103	107	75
4歳	125	100	100	103	106
5歳	138	121	102	98	103
就学前児童数 計	696	612	592	561	555
6歳	125	131	118	101	98
7歳	140	123	130	116	99
8歳	135	135	122	130	117
9歳	142	137	134	118	129
10歳	126	139	134	132	116
11歳	164	124	139	137	135
小学生児童数 計	832	789	777	734	694

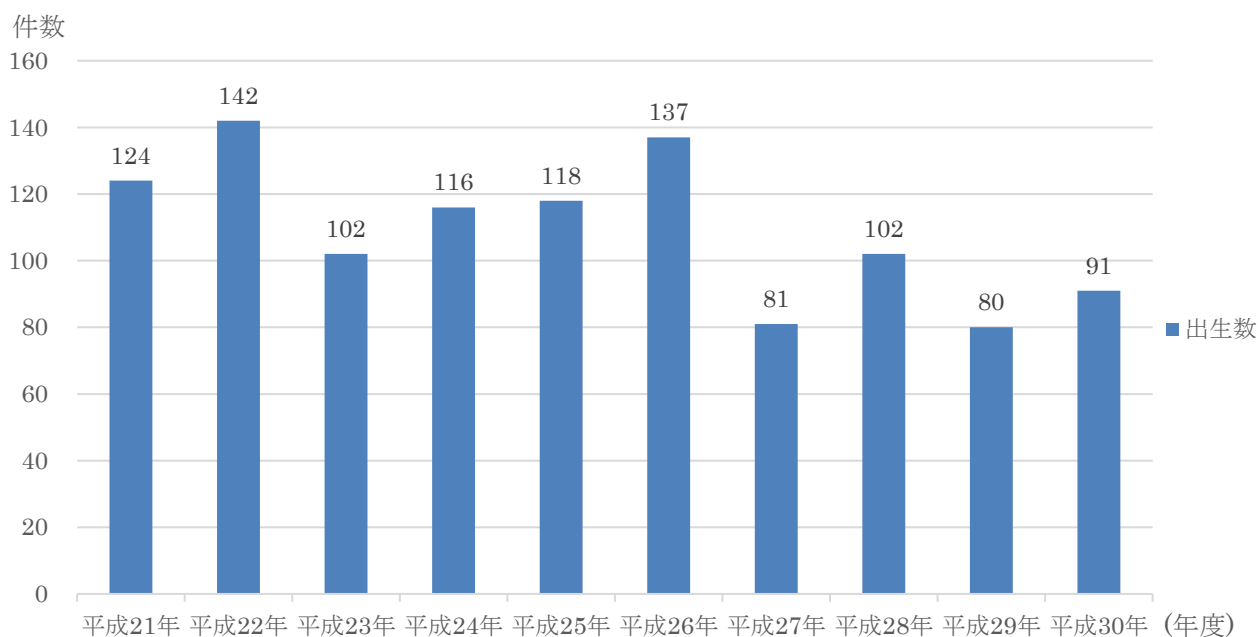
出典：住民基本台帳人口

令和2年以降の推計資料です。今後も美唄市の児童数は減少する見込みです。

区分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	78	73	70	68	64
1歳	91	78	73	70	68
2歳	75	91	78	73	70
3歳	108	77	93	80	75
4歳	74	108	77	93	80
5歳	106	74	109	77	93
就学前児童数 計	532	501	500	461	450
6歳	103	106	74	110	77
7歳	96	101	104	72	107
8歳	100	97	102	105	73
9歳	116	99	96	101	104
10歳	126	113	97	94	99
11歳	118	129	116	99	96
小学生児童数 計	659	645	589	581	556

(4) 出生数（自然動態）

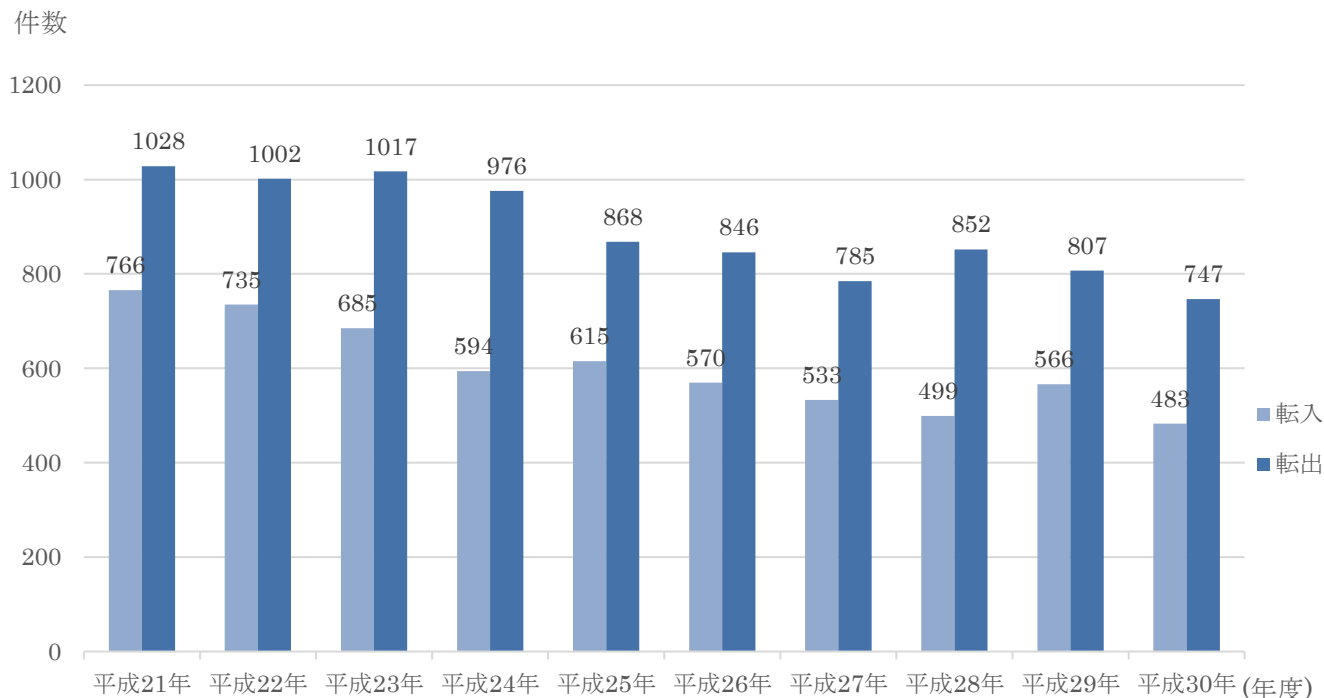
美唄市の過去10年の出生数は概ね減少傾向にあります。



出生数（出典：美唄市統計書）

(5) 転入と転出（社会動態）

美唄市の過去10年の転入と転出の件数を見ると、常に転出件数が転入件数を上回っており、人口減少が続いている状況にあります。



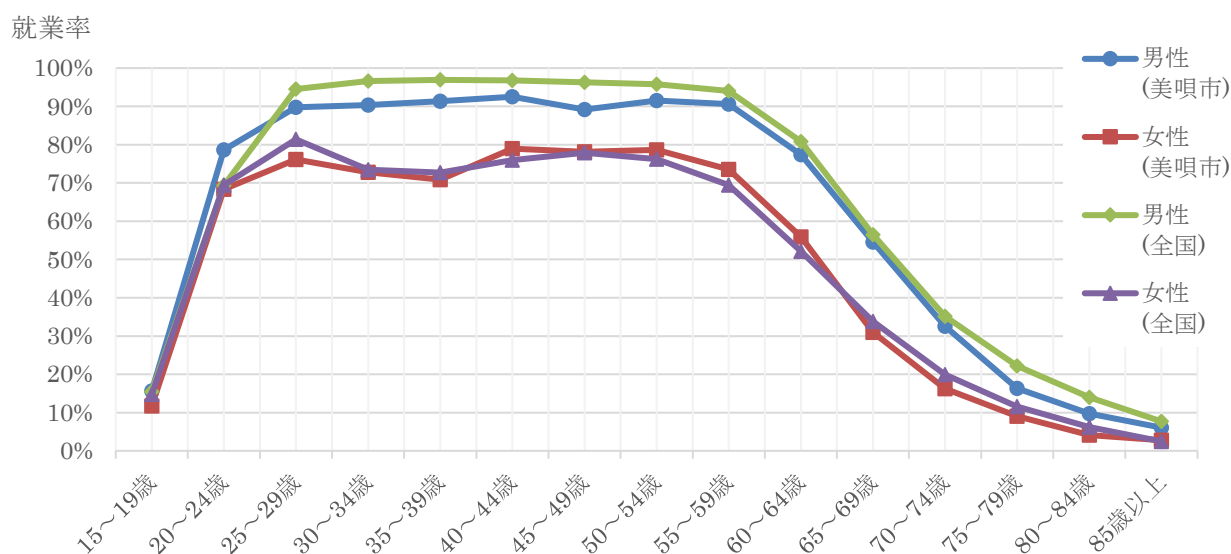
転入件数と転出件数（出典：美唄市統計書）

2. 就業の状況

(1) 男女別の就業率

男性の就業率は全国平均と比較してやや低い傾向にあります。

女性の就業率は全国とほぼ同じ水準にあります。

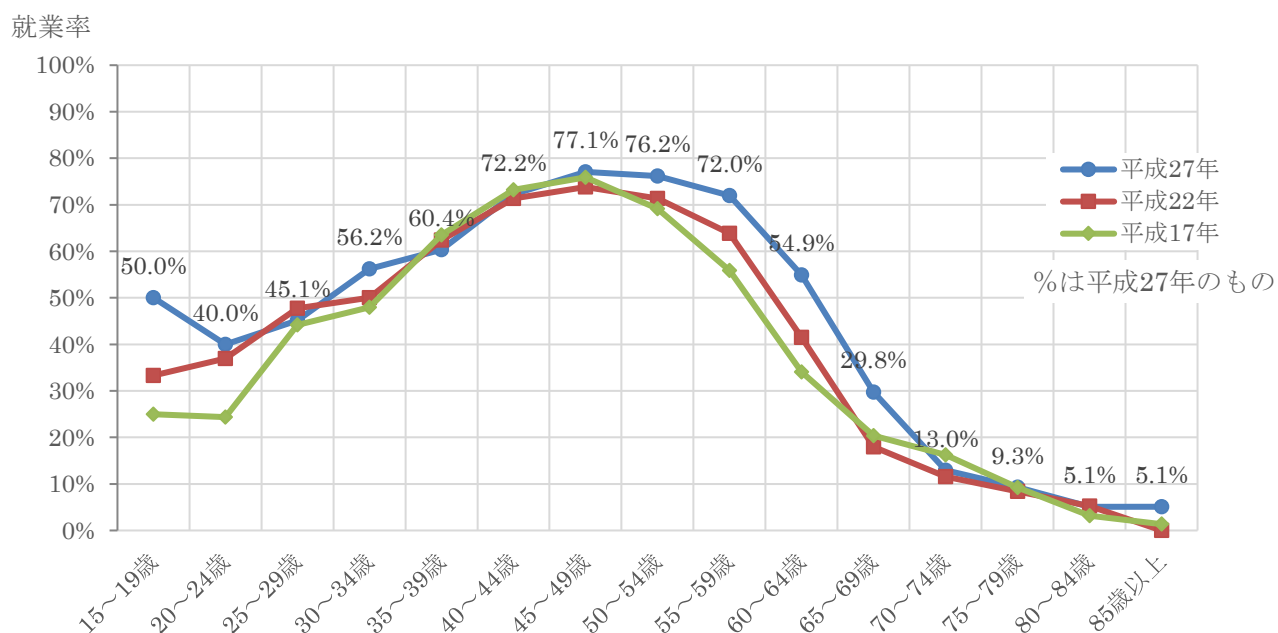


平成27年：男女別の就業率（出典：国勢調査）

(2) 有配偶者女性の就業率

30～34歳において、就業率が年々上昇し、平成27年には56.2%に到達しております。

また、平成27年度は30～64歳までで半数以上の人が就業しています。



有配偶者女性の就業率（出典：国勢調査）

第3章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念

第1期美唄市子ども・子育て支援事業計画は、国が指針に示す子ども・子育て支援の意義に基づき、本市の実情に応じた保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保と事業の円滑な実施や、一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現を図るため、基本理念、基本目標を定め、計画を推進してきました。

しかしながら、少子高齢化による人口減少は、依然として本市の大きな課題となっているほか、多様化するニーズに対応するためには、これまで取り組んできた施策や制度の充実、包括的な支援、人材（担い手）の育成、場所の確保も必要となってきています。

子どもは地域の宝であり、未来、希望そのものです。このまちで大切に育てられ、安心して健やかに成長することは地域社会全体の喜びでもあります。

子ども達が、さまざまな人との関わりや体験を通して、健やかで心豊かな人間として育ち、夢や希望を持って自らの力を発揮できること、子育てに対する不安や負担、孤立感を感じる保護者が、寄り添い、ささえる支援を受けながら、親として育ち、子どもの成長を喜びや生きがいとして感じることができる環境づくりをさらに進めなくてはなりません。

びばいっこ家族が笑顔で輝き、安心して子育てができるよう、みんなで力を合わせて応援するため、第2期計画においても、第1期計画の基本理念、基本目標を継承し、計画を推進します。

基本理念

「子どもの笑顔はみんなの宝 応援しよう！！ びばいっこ家族」

2. 基本目標

- ① 子どもの成長を支える教育・保育の環境づくり
- ② 子どもが健やかに生まれ育つことができる環境づくり
- ③ 子ども・子育てを地域で応援する環境づくり

子ども・子育て支援の意義に関する事項（「子ども・子育て支援法基本指針」より）

- 「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざす。
- すべての子育て家庭を対象とし、一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障することをめざす。
- 子ども・子育て支援とは、保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、地域や社会が保護者に寄り添い、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援をしていくこと。
- 乳幼児の愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成など、乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育の安定的な供給を通じ、子どもの健やかな発達を保障することが必要。
- 子どもや子育て世帯のおかれた状況や地域の実情を踏まえ、幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ることが必要。
- 社会のあらゆる分野における全ての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要。

3. 計画の基本施策

基本理念

子どもの笑顔はみんなの宝 応援しよう！！ びばいっこ家族

基本目標

① 子どもの成長を支える教育・保育の環境づくり

【基本施策】

①-1 教育・保育の提供区域の設定

①-2 教育・保育サービスの充実

①-3 配慮等が必要な子どもや家庭への支援

①-4 児童の健全育成

基本目標

② 子どもが健やかに生まれ育つことができる環境づくり

【基本施策】

②-1 子どもや母親の健康・医療の充実

②-2 子育てをささえる環境の充実

②-3 地域子ども・子育て支援事業の充実

②-4 食育の推進

基本目標

③ 子ども・子育てを地域で応援する環境づくり

【基本施策】

③-1 子育て支援ネットワークづくり

③-2 児童虐待防止対策の推進

③-3 子どもの安全・安心の確保

第4章 基本施策と今後の取り組み

1. 【基本目標】 「① 子どもの成長を支える教育・保育の環境づくり」

(1) 【基本施策】 「①-1 教育・保育の提供区域の設定」

教育・保育の提供区域とは、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域で、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育を提供する施設の整備の状況等を総合的に勘案して設定するものです。市の子育て中の保護者は、居住地区に関わらず、市内の関連施設を利用している状況にあるため、すべての事業について市全域を提供区域として設定します。

事業の提供区域

事業名		提供区域
教育・保育		全 市
地域子ども・子育て支援事業	利用者支援事業	全 市
	地域子育て支援拠点事業	全 市
	乳児家庭全戸訪問事業	全 市
	養育支援訪問事業	全 市
	子育て短期支援事業	全 市
	一時預かり事業	全 市
	延長保育事業	全 市
	病児・病後児保育事業	全 市
	放課後児童健全育成事業	全 市
	ファミリー・サポート・センター事業	全 市
	妊婦一般健診事業	全 市
児童虐待防止ネットワーク事業	全 市	

(2) 【基本施策】 「①-2 教育・保育サービスの充実」

子育て家庭の生活実態や意向を十分に踏まえ、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」と「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」に向けて、ニーズに応じた質の高い幼児期の教育・保育の提供に努めます。

「①-2 教育・保育サービスの充実」における事業

事業名	事業概要	担当課
市立保育所管理運営事業 (通常保育)	保護者の労働や疾病などにより、昼間、保育ができない乳幼児を保育所で預かり、共働き家庭等の両立支援を図る。 保育標準時間 (11H) 7:30~18:30 定員 150人 保育短時間 (8H) 7:30~18:30のうち8H	こども未来課
認定こども園管理運営事業 (長時間保育) (短時間保育)	保護者の労働や疾病などにより、昼間、保育ができない乳幼児を保育所で預かり、共働き家庭等の両立支援を図る長時間保育と、保育ができない子ども以外を受け入れ、教育・保育を一体的に行う短時間保育を実施する。 保育標準時間 (11H) 7:30~18:30 定員 20人 保育短時間 (8H) 7:30~18:30のうち8H 短時間保育 (4H) 8:30~12:30 定員 15人	こども未来課
へき地保育所運営事業 (通常保育)	へき地における保育を要する児童に対し、乳幼児を保育所で預かり、児童福祉の増進を図る。	こども未来課
保育所施設の整備	良好な保育環境を提供するため保育施設の整備を図り、老朽化が進んでいる保育所の整備を行う。	こども未来課
幼稚園・学校施設の整備	安全・安心な学校環境を確保するため、計画的な大規模改修事業を推進する。	学務課

(3) 【基本施策】 「①-3 配慮等が必要な子どもや家庭への支援」

発達支援を必要とする乳幼児への支援の充実にあたっては、乳幼児健診をはじめとする母子保健事業を通じて、早期療育に努めています。

また、保育所・幼稚園において障がい児保育等を実施し、こども療育広場との並行通園をする中で、園との連携を深め、子どもに関わる関係者への支援を行うとともに、就学前から就学移行への切れ目のない支援体制づくりを行います。

支援の必要な乳幼児の早期療育の充実に向けて「気になる」段階から、発達に応じた適切な支援を断続的に計画的に提供する体制づくりを目指します。

「①-3 配慮等が必要な子どもや家庭への支援」における事業

事業名	事業概要	担当課
こども療育広場事業	歩き始めがゆっくりだった、ことばが出るのが遅かった、お友達と関わって遊ぶことが難しいといった様子が見られる乳幼児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導及び集団生活への適応訓練等を行う。	こども未来課
障がい児保育事業	集団生活を行っていくうえで配慮や支援が必要な児童が保育所に通所し、心身の成長発達を促す。	こども未来課
特別支援教育振興事業	特別支援学級の教育環境を整えるため、必要とされる環境整備に努めるとともに、市内小中学校における特別支援学級在籍児童生徒の交流、体験事業に引き続き取り組む。	学務課

(4) 【基本施策】 「①-4 児童の健全育成」

地域において青少年の健全育成に向けて、児童が自主的に参加し、安全に過ごす事ができる居場所づくりの推進に取り組めます。

「①-4 児童の健全育成」における事業

事業名	事業概要	担当課
児童館管理運営事業	児童に健全な遊びを提供し、その健康を増進し、情緒を豊かにするとともに児童の生活文化の振興と福祉の増進を図る。	生涯学習・スポーツ振興課
図書館事業の推進	児童図書の充実を図るとともに、ボランティアと連携し、毎月第2・第3土曜日に絵本の読み聞かせなどの「おはなしの会」を行う。また、移動図書館車の巡回など子どもの読書活動の推進を図る。	生涯学習・スポーツ振興課
性教育講座	高校生を対象に命の尊さを学ぶ機会として実施し、自分や相手を大切にできること、自分の命の大切さを伝えていく講座を実施する。	健康推進課

ジュニアチャレンジ事業	キッズ・アスリートスクール、キッズ・アートスクールなどの事業実施により、子どもたちの健全な育成を図る	生涯学習・スポーツ振興課
-------------	--	--------------

2. 【基本目標】 「② 子どもが健やかに生まれ育つことができる環境づくり」

(1) 【基本施策】 「②-1 子どもや母親の健康・医療の充実」

妊娠期や出産期等を通じて母子の健康が確保されるよう、母子保健における健康診査、訪問指導、保健指導等の充実を図り、子どもの医療体制や救急医療体制の確保や整備に努めます。

「②-1 子どもや母親の健康・医療の充実」における事業

事業名	事業概要	担当課
妊婦一般健康診査	受診票14回分を前期と後期の2回に分けて交付し妊婦の健康管理の充実と経済的負担の軽減を図る。	健康推進課
妊産婦訪問	疾病等により支援が必要とされる妊産婦やはじめて子どもを出産した母とその子、育児不安のある親や養育支援の必要な親に対し、保健師や栄養士が家庭訪問を行う。	健康推進課
乳幼児健康診査	生後4か月・7か月・12か月の乳幼児と保護者を対象に、問診・身体計測・小児科医師診察・保健指導を行い心身の発達や育児不安等について支援を行う。	健康推進課
1歳6か月児健康診査	満1歳6か月を超え2歳に達しない幼児と保護者を対象に、問診・身体計測・小児科医師診察・歯科健診・保健相談等の集団健診を行い、心身や言葉の発達、生活習慣の自立、育児不安等の支援を行う。また、必要に応じ栄養・言葉・歯磨き相談を行う。	健康推進課
3歳児健康診査	満3歳を超え4歳に達しない幼児と保護者を対象に、問診・身体計測・小児科医師診察・歯科健診・保健相談等の集団健診を行い、心身や言葉の発達、生活習慣の自立、育児不安等の支援を行う。また、必要に応じ栄養・言葉・歯磨き相談を行う。	健康推進課
医療体制の充実 (産婦人科・小児科)	産婦人科医療については、引き続き市立病院が砂川市立病院のサテライト病院として外来診療を行うとともに、小児医療についても市立病院が2次救急を含めた診療を継続することで、市民の医療ニーズに対応する。	健康推進課

救急医療体制の確保	平成20年度から在宅当番医制が廃止され、救急診療窓口が市立病院に一本化されたことから、市民が安心して生活できるよう引き続き美唄市医師会と緊密な連携を図り、休日夜間の救急診療体制を確保する。	健康推進課
養育医療	未熟児で出生した時に対し、養育に必要な医療の給付を行う。	健康推進課
特定不妊治療費助成事業	不妊治療に対する経済的な負担軽減のため、特定不妊治療費の一部助成を行う。	健康推進課
乳幼児等医療費補助事業	0歳～12歳の乳幼児・児童に対し、医療費の自己負担分を、所得に関係なく全額助成する。	市民課

(2) 【基本施策】 「②-2 子育てをささえる環境の充実」

子育てに関する悩みや負担を抱える保護者への支援が求められています。子育て中の心配事や不安を軽減し、安心して子育てができるような取り組みとして、子育て支援センター事業の推進や移動子育て支援の充実を図り、地域に異年齢や多世代の交流を図る事業を行い、「子育て・子育て」を支えていきます。

「②-2 子育てをささえる環境の充実」における事業

事業名	事業概要	担当課
子育て支援センター事業の推進	子どもと家庭に関する様々な問題を総合的に対応するため、子育ての広場事業、こども療育広場事業、子育て相談事業を実施する。	こども未来課
移動子育て支援	子育て指導員が出向き、へき地保育所や施設を利用して、在園児が地域との交流を図る。	こども未来課
地域子育て拠点支援事業	異年齢や多世代交流を図る取り組みを実施し、地域全体で「子育て・子育て」を支えることを目的に「ひがしふくし広場」（東福祉会館）を開設し、支援の場として「であえ～る広場」（道営住宅中央公園団地集会場）の活用を推進する。	こども未来課
子育て支援情報の見える化	スマートフォンのアプリを使った子育て支援情報の発信について検討する。（秘書広報課所管のホームページ更新に合わせたスマホアプリの検討を含む。）	秘書広報課

(3) 【基本施策】 「②-3 地域子ども・子育て支援事業の充実」

子育て家庭への支援を行うため、様々な子育て支援サービスの充実を図ります。

「②-3 地域子ども・子育て支援事業の充実」における事業

事業名	事業概要	担当課
一時預かり事業	女性の就労の多様化に伴う非定型保育や保護者の病気等による一時的な保育需要に対応するため、児童を一時的に預かる。	こども未来課
幼稚園の預かり保育	幼稚園における通常の保育時間に加え、時間を延長して保育を行う。	学務課
延長保育事業	保護者の勤務形態の多様化等に対応するため、通常の保育時間を超えて、児童を預かる。 (18:30~19:30)	こども未来課
子育て短期支援事業	保護者が疾病、出産、看護、出張などで、家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合等に児童養護施設等において一時的に預かる。	こども未来課
病児保育室管理運営事業	病気やけがにより通常保育施設での集団保育が困難でかつ保護者の勤務等の都合により一時的に家庭での保育が困難な幼児を対象に病児保育室において保育・看護を行う。	こども未来課
多子世帯の保育料補助事業	多子世帯における保護者の経済的負担の軽減を図るため、保育料を補助する。	こども未来課

(4) 【基本施策】 「②-4 食育の推進」

食育の推進にあたっては、食に関する学習の機会や情報提供を進めるとともに、子どもの参加型の農業体験や調理の体験などの取り組みを推進し、食の大切さを伝えていきます。

「②-4 食育の推進」における事業

事業名	事業概要	担当課
食育の推進	美唄市食育推進計画に沿って、行政や市民、生産者、各事業者などが相互に連携し、食育推進に取り組む。	農政課
親子の食育事業	保育所・幼稚園に通う子どもとその親を対象に、調理の体験を通して、手作りの美味しさや楽しさを実感することで、親子の豊かで健康的な食生活への気づきにつなげることを目的とする。年1回、市立保育所・幼稚園に、食生活改善推進員が出向き食育を推進する事業を行う。	健康推進課

3. 【基本目標】 「③ 子ども・子育てを地域で応援する環境づくり」

(1) 【基本施策】 「③-1 子育て支援ネットワークづくり」

子どもが健やかに成長するため、地域の人達が子育て支援に対する関心や理解を深め、協力し、子どもや子育て家庭を見守り、関わっていく取り組みを進めていきます。

「③-1 子育て支援ネットワークづくり」における事業

事業名	事業概要	担当課
子育て地域ささえあい事業	子育てボランティア育成のためのサポーター講習会の開催や、市内の団体・有志等が実行委員会を組織して、親子と多世代交流を図るイベント「びばいっ子フェスティバル」の運営、びばいせわずき・せわやき隊(登下校の見守り)やファミリーサポート「ゆりかご」(預かり)の側面的支援、主任児童委員との協働による「おおきくな〜れびばいっこ訪問事業」(乳児訪問)などの事業を展開し、地域子育て支援の推進を図る。	こども未来課
地区ふれあい事業	地区の小学校、保健推進員、食生活改善推進員、主任児童委員等と連携を図り、豊かな食文化や昔遊びの伝承、成長期の生活習慣病を予防する運動環境など、子どもが健やかに育つことを目的に、「東地区めだかの学校」「中央小学校区世代間交流ゲーチョコキパー」などを実施する。	健康推進課 こども未来課



(2) 【基本施策】 「③-2 児童虐待防止対策の推進」

児童虐待防止の対策に向け、福祉、保健、医療などの関係機関と連携しながら、保護者の育児不安に対する相談体制の整備などを図ります。

「③-2 児童虐待防止対策の充実」における事業

事業名	事業概要	担当課
子ども虐待防止ネットワークの連携強化	地域ケア会議子育て部会〔要保護児童対策地域協議会〕において、児童相談所、民生委員、家庭児童相談員、警察等の関係機関と相互に緊密な連携を図り、児童虐待の事例を検討し、迅速に対応する。虐待問題に関心を向けてもらうため、広く市民に向けて、啓発活動を行いながら、防止を図る。	こども未来課
子ども相談事業の推進	育児・子育てや健康・医療、児童虐待、DV、障がい、不登校、非行など様々な子どもに係わる相談に、専門の相談員が総合的に対応し、電話やメールでの相談も実施する。	こども未来課 生涯学習・ スポーツ振興課

(3) 【基本施策】 「③-3 子どもの安全・安心の確保」

子どもを交通事故や犯罪から守り、安心して生活ができる環境づくりを推進します。

「③-3 子どもの安全・安心の確保」における事業

事業名	事業概要	担当課
都市公園施設再整備事業	公園利用者の安全性を確保するため、老朽化の進む公園施設の調査・点検を実施し、修繕・改修計画を作成しています。公園内のトイレ、フェンス、遊具等の修繕や塗装、撤去を行いながら、安全確保のため随時更新する。	都市整備課
除排雪事業 (通園・通学路の確保)	子どもが安全に登園・降園や登下校するため、通園、通学路の優先的除雪に努める。	都市整備課
放課後児童対策の事業の充実	小学生の放課後対策及び保護者の仕事と子育ての両立支援を行うため、市内の全ての小学校区に放課後児童施設を設置。平成 27 年度からは 6 年生まで受け入れる。	生涯学習・ スポーツ振興課

第5章 子ども・子育て支援施策の展開

地域子ども・子育て支援事業は、市町村が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業です。

子ども・子育て支援法で13事業定められており、その13事業は交付金の対象となりますが、美唄市では、地域子ども・子育て支援事業として地域の課題解決のために必要なサービスを引き続き整備していきます。

子ども・子育て支援給付

- 施設型給付
 - ・認定こども園
 - ・幼稚園
 - ・保育所
- 地域型保育給付
 - ・小規模保育
 - ・家庭的保育
 - ・居宅訪問型保育
 - ・事業所内保育

(施設型給付・地域型保育給付は、早朝・夜間・休日保育にも対応)
- 児童手当

地域子ども・子育て支援事業

- ① 利用者支援事業
- ② 地域子育て支援拠点事業
- ③ 一時預かり事業
- ④ 乳児家庭全戸訪問事業
- ⑤ 養育支援訪問事業、その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業
- ⑥ ファミリー・サポート・センター事業
- ⑦ 子育て短期支援事業
- ⑧ 延長保育事業
- ⑨ 病児・病後児保育事業
- ⑩ 放課後児童健全育成事業
- ⑪ 妊婦一般健診事業
- ⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

新制度における事業の体系

1. 保育の必要性の認定について

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定します。

■ 認定区分

認定は次の1～3号の区分で行われます。

認定区分

	対象者	対象施設
1号認定	満3歳以上の学校教育のみの就学前児童 (保育の必要性なし)	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた 就学前児童 (保育を必要とする子ども)	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた 就学前児童 (保育を必要とする子ども)	保育所 認定こども園 地域型保育

■ 認定基準

保育の必要性の認定（2号、3号の保育の必要性の認定を受ける子ども）に当たっては以下の3点について基準を策定します。

認定基準

事由	<p>①就労 フルタイムのほか、パートタイム、夜間の就労など基本的にすべての就労</p> <p>②就労以外の事由 保護者の疾病・障害、産前産後、同居親族の介護、災害復旧、求職活動及び就学等、またそれらに類するものとして美唄市が定める事由</p>
区分※	<p>①保育標準時間 主にフルタイムの就労を想定した長時間利用 (利用時間は11時間の開所時間に相当)</p> <p>②保育短時間 主にパートタイムの就労を想定した短時間利用 (利用時間は8時間) (本市では、保護者の就労時間の下限時間を48時間以上と設定)</p>
優先利用	○ひとり親家庭や虐待のおそれのあるケースの子どもなど

※区分は、月単位の保育の必要量に関する区分です。

2. 施設型給付

(1) 幼稚園

学校教育法に基づく教育機関で、保護者の就労状況にかかわらず3歳から入園できます。年度途中の受け入れや預かり保育を行っています。

幼稚園の年度別見込量と確保提供量（人）

	現状	推 計				
	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
①推計利用者	123	120	113	120	108	108
1号認定	80	78	72	78	69	69
2号認定	43	42	41	42	39	39
②確保提供量	155	120	120	120	120	120
差異（②－①）	32	0	7	0	12	12

【確保の方策】

<現状>

現在、市内に3園（公立1園、私立2園）が設置されています。

<今後の見通し>

令和2年度以降は2園となりますが、提供体制は確保できる見込みとなっています。

(2) 認可保育所等

保護者の就労や病気などで、家庭で子どもをみるできない場合に、保護者の代わりに保育する施設です。

認可保育所等の年度別見込量と確保提供量（人）

	現状	推 計				
	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
①推計利用者	202	213	201	202	194	181
2号認定	120	133	119	129	124	113
3号認定(0歳)	6	6	6	6	6	6
3号認定(1,2歳)	76	74	76	67	64	62
②確保提供量	315	255	255	255	255	255
2号認定	241	193	193	193	193	193
3号認定(0歳)	6	6	6	6	6	6
3号認定(1,2歳)	68	56	56	56	56	56
差異(②-①)						
2号認定	121	60	74	64	69	80
3号認定(0歳)	6	6	6	6	6	6
3号認定(1,2歳)	△8	△18	△20	△11	△8	△6

【確保の方策】

<現状>

- 公立認可保育所は1カ所（ピパの子保育園）、公立認可外保育所（へき地保育所）については、現在3カ所（進徳保育園、茶志内保育園、峰延保育所）ですが、R1年度末で峰延保育所が閉園となります。

<今後の見通し>

3号認定児童(3歳未満児)のうち、1,2歳児の入所希望児童の増加傾向が続くと見込まれており、提供体制の確保が困難な状況が見込まれることから、保育士の確保やその他具体的な方策の検討が必要です。

2号認定児童については、R2年度以降、受け入れ可能な公立の保育所(へき地保育所を含む)は3カ所となりますが、提供体制は確保できる見込みとなっています。

(3) 認定こども園

幼稚園と認可保育所が併設し、地域における子育て支援機能を備えた施設です。
基本的に幼稚園・保育所を利用することに違いはありません。

認定こども園の年度別確保提供量（人）

	現状	推 計				
	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
①推計	23	26	26	26	26	26
1号認定	8	10	10	10	10	10
2号認定	9	10	10	10	10	10
3号認定（0歳）	0	0	0	0	0	0
3号認定（1.2歳）	6	6	6	6	6	6
①確保提供量	35	35	35	35	35	35
1号認定	15	15	15	15	15	15
2号認定	14	14	14	14	14	14
3号認定（0歳）	0	0	0	0	0	0
3号認定（1.2歳）	6	6	6	6	6	6

【確保の方策】

<現状>

- 保育所型認定こども園を1か所（南美唄地区）設置しています。
- 子育て支援の場としてだけでなく、幅広い世代間交流の場としての役割を担っています。

<今後の見通し>

今後も保護者のニーズ等に対応できるよう適正な職員配置を検討し、受け入れ体制を整えるとともに、引き続き地域交流の場としての役割も担っていきます。

3. 地域型保育給付

保育所（原則 20 人以上）より少人数の単位で 0 歳から 2 歳の子どもを保育する事業で国が定める基準に準じ市町村が定めた設備や運営に関する基準を満たしている施設です。事業実施に当たっては、市町村の認可が必要となります。

(1) 小規模保育事業

少人数（定員 6～19 人）で家庭的な雰囲気のもと保育を行います。

【確保の方策】

<現状>

- 現在、該当事業はありませんが、増加する 3 歳未満児の保育ニーズの提供体制の確保の一つとして、本事業の具体的な検討が必要です。

(2) 家庭的保育事業

家庭的な雰囲気の中で少人数（定員 5 人以下）を対象に保育を行います。

【確保の方策】

<現状>

- 現在該当事業はありません。

(3) 事業所内保育事業

会社の事業所の保育施設などで主に従業員の子どもを保育します。状況により地域の子どもも保育することができます。

【確保の方策】

<現状>

- 現在、子ども子育て支援新制度により、市町村の認可を受けた事業所内保育所はありません。

(4) 居宅訪問型保育事業

障がい、疾患などで個別のケアが必要な場合や施設がなくなった地域で保育を維持する必要がある場合などに、保護者の自宅で 1 対 1 で保育を行います。

【確保の方策】

<現状>

- 該当事業がありません。

4. 地域子ども・子育て支援事業

(1) 利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業などの情報提供及び必要に応じ相談・助言などを行うとともに、関係機関との連絡調整などを実施する事業です。

【確保の方策】

<現状>

- 事業として実施はしていませんが、子育て相談や家庭児童相談、こども療育広場など必要な関係機関との連携により対応を行っています。

<今後の見通し>

今後も、子育て支援センターにおいて子育てに関する相談、保育サービス等の情報提供や手続きが可能な状況にあることから、連携しながら、その提供体制を継続し、対応していくこととします。

(2) 地域子育て支援拠点事業

主に未就学児とその保護者を対象に、親子同士が交流するための場を設置し、遊びなどさまざまな催しを実施したり、子育てに関する相談や子育て情報の提供を行う事業です。

地域子育て支援拠点事業の年度別見込量と確保提供量（人回/月）

	現状	推 計				
	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
①利用者推計	414	402	400	364	348	334
②確保提供量	414	402	400	364	348	334
差異（②－①）	0	0	0	0	0	0

【確保の方策】

<現状>

- 子育て支援センターはみんぐにおいて、子育ての広場事業、こども療育広場事業、子育て相談を実施しています。
- 地域子育て支援センター事業として、子育て中の親子の総合的な支援を図るため、地域の保育所等を利用して、親子の身近な交流の場の提供等を実施しています。

<今後の見通し>

今後、利用人数の減少が見込まれますが、ニーズに対する供給体制を維持しながら事業を継続していきます。

(3) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる対象の家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

乳児家庭全戸訪問事業の年度別見込量と確保提供量（人/年）

	現状	推 計				
	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
①利用者推計	32	40	40	40	40	40
②確保提供量	32	40	40	40	40	40
差異（②－①）	0	0	0	0	0	0

【確保の方策】

<現状>

○主任児童委員と子育て支援センター職員で生後5か月～7か月未満の乳児のいる家庭を訪問し、子育てに関する不安や悩みを聞いたり、子育てに関する情報提供を行う事業を実施しています。

<今後の見通し>

現在の供給体制を維持しながら、子育て家庭と地域がつながる取り組みを継続していきます。

(4) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対し、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

養育支援訪問事業の年度別見込量と確保提供量（人/年）

	現状	推 計				
	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
①利用者推計	220	200	200	190	180	180
②確保提供量	220	200	200	190	180	180
差異（②－①）	0	0	0	0	0	0

【確保の方策】

<現状>

- 本市では、健康推進課において、育児に対する不安孤立感を抱える家庭や家族の健康問題など様々な要因で養育支援が必要な家庭に対し、保健師の訪問や子育て支援センターや保育所、幼稚園等の関係機関とも連携しながら支援を実施しています。

<今後の見通し>

現在の供給体制を維持しながら、親子の課題やニーズに応じて、柔軟に対応していきます。

(5) 子育て短期支援事業

保護者の方が入院などで一時的に子どもの養育ができなくなったとき、お子さんをお預かりする事業です。利用は宿泊を伴う場合に限りです。

子育て短期支援事業の年度別見込量と確保提供量（人日/年）

	現状	推 計				
	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
①利用者推計	5	36	36	36	36	36
②確保提供量	5	36	36	36	36	36
差異（②－①）	0	0	0	0	0	0

【確保の方策】

<現状>

- 事業の実施は、3施設（市内の里親2名、近隣市の児童養護施設1施設）に事業を委託しています。

<今後の見通し>

今後も、現在の委託先3か所に対応が可能と考えますが、利用状況に応じ、委託先の追加等、柔軟な対応も検討していきます。

(6) 一時預かり事業(保育所等)

病気やけが、冠婚葬祭など、保護者の事情でやむを得ず家庭での保育が困難になった場合、保育所では子ども（乳幼児）の一時預かりを行っています。育児による疲労・ストレスなどを感じた場合もご利用できます。このほか、子育て短期支援事業として、平日夜間や休日に子どもを預かるトワイライトステイ事業も当該事業に該当します。

一時預かり事業（保育所）の年度別見込量と確保提供量（人日/年）

	現状	推 計				
	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
①推計利用者	981	937	911	897	855	841
一時預かり事業	981	925	899	885	843	829
子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)	0	12	12	12	12	12
②確保提供量	981	937	911	897	855	841
一時預かり事業	981	925	899	885	843	829
子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)	0	12	12	12	12	12
差異（②－①）	0	0	0	0	0	0

【確保の方策】

<現状>

- 一時預かり事業はピパの子保育園で実施しています。
- トワイライトステイは3施設（市内の里親、近隣市町の児童養護施設、里親）に事業を委託し、実施しています。

<今後の見通し>

一時預かり、トワイライトステイとも今後も事業を継続するとともに、提供体制についても十分に確保できると考えます。

(6) -2 一時預かり事業(幼稚園)

幼稚園における通常の保育時間に加え、時間を延長して保育を実施しています。

一時預かり事業(幼稚園)の年度別見込量と確保提供量(人日/年)

	現状	推 計				
	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
①利用者推計	449	236	212	229	205	203
②確保提供量	449	236	212	229	205	203
差異(②-①)	0	0	0	0	0	0

【確保の方策】

<現状>

○現在、3園(公立1か所、私立2か所)で行っており、確保については充足しています。

<今後の見通し>

令和2年度以降は2園となりますが、提供体制は確保できる見込みとなっています。

(7) 一時預かり事業(ファミリー・サポート・センター等)

児童の預かり等の援助を受けることを希望する者(利用会員)と援助を行うことを希望する者(提供会員)が地域の中で相互に助け合いながら子育てをする事業です。

一時預かり事業(ファミリー・サポート・センター等)の年度別見込量と確保提供量(人日/年)

	現状	推 計				
	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
①利用者推計	0	0	0	0	0	0
②確保提供量	0	0	0	0	0	0
差異(②-①)	0	0	0	0	0	0

【確保の方策】

<現状>

- ファミリーサポートセンターとして実施している事業はありません。
- 本事業に類するものとして、本市ではファミリーサポートゆりかごが「預かり託児サービス」を実施していますが、サービス提供会員の減少という課題が継続しています。

<今後の見通し>

現状、利用希望にできるだけ沿う形で預かりは実施できているものの、多様なニーズに対応できる提供体制を確保するためには、提供会員の増が必要であることから、地域の現状、状況を踏まえた具体的な方策について、協議、検討していきます。

(8) 延長保育事業

保護者の勤務形態の多様化等に対応するため、通常の保育時間を超えて児童を預かる事業です。

延長保育事業の年度別見込量と確保提供量（人/年）

	現状	推 計				
	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
①利用者推計	20	19	18	18	16	16
②確保提供量	20	19	18	18	16	16
差異（②－①）	0	0	0	0	0	0

【確保の方策】

<現状>

- ピパの子保育園、認定こども園ひまわりの 2 施設で実施しています。
- 延長時間は 1 時間で 19:30 まで利用できます。

<今後の見通し>

今後も事業を継続するとともに、現在の供給体制を維持しながらニーズに対応していきます。

(9)病児・病後児保育事業

病気や病気の回復期にある子どもを対象に、保育所・幼稚園での集団保育が困難で、かつ保護者の事情により家庭で保育できない時に一時的に保育する施設です。

病児・病後児保育事業の年度別見込量と確保提供量（人日/年）

	現状	推 計				
	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
①利用者推計	70	75	75	75	75	75
②確保提供量	70	75	75	75	75	75
差異（②－①）	0	0	0	0	0	0

【確保の方策】

<現状>

○就学前のお子さんを対象とし、市立美唄病院内に病児保育施設を1施設設置しています。（定員3名）

<今後の見通し>

今後も事業を継続するとともに、現在の供給体制を維持しながらニーズに対応していきます。

(10)放課後児童健全育成事業

仕事などにより、昼間保護者が家庭にいない児童（小学1～6年生）を対象に、適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図ります。

放課後児童施設の年度別見込量と確保提供量（人/年）

	現状	推 計				
	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
①利用者推計	189	172	160	140	140	130
1年生	51	47	46	33	48	33
2年生	40	39	36	37	25	42
3年生	36	29	28	30	27	20
4年生	40	26	25	22	23	20
5年生	14	25	20	13	13	12
6年生	8	6	5	5	4	3
②確保提供量	240	210	180	180	180	180
差異（②－①）	51	38	20	40	40	50

【確保の方策】

<現状>

- 現在、市内のすべての小学校区（4カ所）において事業を実施しています。

<今後の見通し>

小学校の統廃合により、今後事業実施箇所は減少しますが、供給体制を維持しながらニーズに対応していきます。

(11) 妊婦一般健診事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊娠に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

妊婦一般健康診査事業の年度別見込量と確保提供量（人/年）

	現状	推 計				
	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
①利用者推計	1,100	1,050	1,050	1,000	1,000	1,000
②確保提供量	1,100	1,050	1,050	1,000	1,000	1,000
差異（②－①）	0	0	0	0	0	0

【確保の方策】

<現状>

- 本市では、妊婦一人につき、妊婦健康診査費用の一部が助成される受診票を14枚と超音波検査受診票6枚を交付しています。項目等については、北海道の協定に基づき実施しています。また、道外で出産予定の妊婦に対しても、出産後本人に対し助成の範囲内で償還払いを行っています。妊婦一般健康診査受診券の交付により、受診に繋がり、母体及び胎児の健康を守ることに繋がっています。

<今後の見通し>

今後も妊婦一般健診受診券の交付により、受診に繋がり、母体及び胎児の健康を守る取り組みを継続していきます。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得に応じて、特定教育・保育施設に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、又は行事への参加者に要する費用等を助成する事業です。

【確保の方策】

<現状>

○該当事業がありません。

<今後の見通し>

現状該当する事業はありませんが、必要に応じ、検討していきます。

(13) 多様な主体が参画することを促進するための事業

多様な事業者の新規参入を支援するほか、特別な支援が必要な子どもを受け入れる認定こども園の設置者に対して、必要な費用の一部を助成する事業です。

【確保の方策】

<現状>

○本事業の対象となるのは公立以外の認定こども園のため本市には現在該当施設がなく、新規参入事業者についても現状参入の予定はありません。

<今後の見通し>

今後、3歳未満児の入所希望の増加の状況により、既存の施設での確保が困難になると見込まれる場合には、具体的な対応の検討を行います

5. 幼児期の学校教育・保育の一体的提供等の推進策

(1) 認定こども園の普及について

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能をあわせ持ち、保護者の働いている状況に関わりなく、教育や保育を一体的に受けることができるほか、子育て親子と地域住民との交流など、地域における子育て支援も行う施設で、本市においては、保育所型認定こども園(公立)が1園設置されています。現在、幼稚園の提供体制については充足されている一方、3歳未満児の保育ニーズの増加は継続している状況ではありますが、今後の出生数、幼児数の推移を見極めながら、総合的に検討していくこととします。

(2) 質の高い教育・保育や子育て支援等の推進

乳幼児期は発達の連続性を有し、心情、意欲、態度、基本的な生活習慣等生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期でもあります。発達段階における一人一人の個人差が大きいものであることに留意しつつ、特性を踏まえた適切な関わりや遊びや体験の中で健やかな発達を保障することができる質の高い教育・保育や地域資源を生かした子育て支援についても安定的に提供できる取り組みを進めていきます。

(3) 幼稚園、保育所、小学校等の連携の推進

幼児教育施設と小学校との合同研修の機会等を通じて、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえた学びの連続性について共有を図るための取組を進めるとともに、安心して小学校生活を送ることができるよう、引継ぎの場の取組を継続します。

6. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

令和元年10月より幼児教育・保育の無償化に伴い新設された「子育てのための施設等利用給付制度」の実施は、公正かつ適正な支給の確保や保護者の経済的負担の軽減、利便性等を勘案した給付方法について検討していきます。

また、特定子ども・子育て支援施設の確認や公示、指導監督等については、北海道に対し、施設等の所在、運営状況、監査状況等の情報提供や立入り調査への同行、関係法令に基づく是正指導等の協力を要請することができることとされていることから、情報共有、連携を図りながら適切に取り組むこととします。

第 6 章 計画の推進について

1. 地域・家庭・行政の協働による推進

計画の着実な推進のためには、家庭、教育・保育施設、地域、企業、行政など子育て家族に関わるさまざまな関係機関や市民一人一人の皆様がそれぞれの役割を生かし、協働して進める必要があります。

また、市には、子育てや子育てに関連する計画が複数あり、それぞれ取り組む施策があることから、優先的、重点的に取り組むべき事項を明確化し、情報共有や共通理解を図りながら取り組むことは、この計画をより効果的に進めることにつながり、さらに、国や道、児童相談所などの連携も強化し、子育てを地域で支える体制を整えていきます。

2. 事業計画の周知方法

策定した計画については、関係者や関係機関、団体へ配布するほか、広報誌メロディーやホームページなど様々な媒体を活用して、広く市民のみなさんにお知らせします。

3. 計画の進捗状況の公表

子ども・子育て支援事業計画に基づく施策、その他の地域における子ども・子育て支援本計画に基づく施策やその他地域における子ども・子育て支援施策については、毎年度、実施状況を点検・評価し、必要に応じて見直し等必要な措置を行うほか、状況については、市のホームページ等を通して公表します。

美唄市次世代育成支援推進委員会設置要綱

(目 的)

第1条 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条第3項に基づき美唄市における次世代育成支援対策の総合的かつ効果的な推進を図る目的に、美唄市次世代育成支援推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。また関連して、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）の第2条の理念に則り、当該事業計画の推進を図る。

(所管事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務について調査検討を行い、行動計画の策定及び進行状況の評価と推進を図る役割を担う。

- (1) 地域における子育て支援に関すること。
- (2) 母性及び乳児や幼児等の健康の確保及び増進に関すること。
- (3) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備に関すること。
- (4) 子育てをしている家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保に関すること。
- (5) 職業生活と家庭生活との両立の推進に関すること。
- (6) 子ども等の安全の確保に関すること。
- (7) 要保護児童への対応等きめ細かな取り組みの推進に関すること。
- (8) その他、次世代育成支援に関し必要な事項に関すること。

(組 織)

第3条 委員会は、15名以内の委員をもって組織する。

2 委員は、学識経験者、保険・医療・福祉関係者、子育て支援関係者等、及び市民公募者のうちから市長が委嘱する。

(任 期)

第4条 委員の任期は3年とし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の在任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は会を代表し、会務を統轄する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会 議)

第6条 委員会は、委員長が必要に応じて招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数以上が出席しなければ会議を開くことはできない。
- 3 会議の議長は、委員長がこれにあたる。
- 4 会議において必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明または意見を聞くことができる。

(部 会)

第7条 委員会は、行動計画策定に関して、作業の円滑な推進を図るため、部会を置くことができる。

- 2 部会は委員会の委員で組織する。
- 3 部会に部会長を置く。
- 4 部会の会議は、必要に応じて部会長が招集し、部会長がその議長となる。
- 5 部会は、必要あるときは部会以外の者を会議に出席を求め、その意見・説明を聞き、若しくは資料の提出を求めることができる。

(庶 務)

第8条 委員会及び部会の庶務は、市保健福祉部こども未来課（こども未来係）において行う。

(委 任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会及び部会の運営に関し必要事項は、委員長が別に定めるものとする。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成16年9月14日から実施する。

(招集の特例)

- 2 最初に招集される委員会は、第6条の規定にかかわらず市長が招集する。

付 則（平成18年庁達第32号）

この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

美唄市次世代育成支援推進委員会委員名簿

	氏 名	所 属
委員長	阿 部 健 児	美唄市校長会
副委員長	高 橋 泰 浄	美唄市特別保育事業協議会
委 員	影 山 宏 明	市立ピパの子保育園（保護者）
委 員	橋 本 亜 矢	市立認定こども園ひまわり小鳩会（父母の会）
委 員	木 村 拓 己	美唄私立幼稚園連合会
委 員	高 田 久 恵	美唄市民生児童委員協議会連合会
委 員	三 浦 昌 亨	美唄青年会議所
委 員	秋 野 信 子	美唄市医師会
委 員	森 田 みちえ	美唄市社会福祉協議会
委 員	安 達 恵	美唄市PTA 連合会
委 員	大 道 恵津子	ファミリーサポート「ゆりかご」
委 員	沼 達 瑞 希	一般公募

美唄市次世代育成支援対策庁内検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 次世代育成支援美唄市行動計画(以下「行動計画」という。)及び美唄市子ども・子育て支援事業計画(以下「事業計画」という。)の策定並びにその推進方策に関し必要な事項を調査検討するため、美唄市次世代育成支援対策庁内検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項について調査検討する。

- (1) 行動計画及び事業計画の策定並びに推進に関する事項
- (2) その他必要な事項

(組織)

第3条 検討委員会は、別表に掲げる者をもって構成する。

2 検討委員会に委員長及び副委員長を置く。

3 委員長はこども未来課長をもって充て、副委員長は各委員の互選によって選任する。

4 委員長は、検討委員会を代表し、会務を総括する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 検討委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要に応じ、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 検討委員会の庶務は、保健福祉部こども未来課において行う。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 21 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 10 月 1 日庁達第 51 号の 2)

この要綱は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 4 月 1 日庁達第 21 号)

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 4 月 1 日庁達第 32 号)

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 4 月 1 日庁達第 56 号)

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 4 月 1 日庁達第 24 号)

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 31 年 4 月 1 日庁達第 45 号)

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 3 条関係)

所 属	職 名
総務部	企画財政課長
市民部	市民課長
	生活環境課長
経済部	経済観光課長
	農政課長
都市整備部	都市整備課長
	都市建築住宅課長
教育委員会	学務課長
	生涯学習・スポーツ振興課長
消防本部	次長
保健福祉部	地域福祉課長
	健康推進課長
	こども未来課長
	こども未来課長補佐
	こども未来課こども未来係長



第2期美唄市子ども・子育て支援事業計画

新びばいっこすくすくプラン

令和2年3月

発行 ■ 美唄市

編集 ■ 保健福祉部こども未来課

(子育て支援センター内)

美唄市西3条南2丁目4番1号

電話 ■ 0126-62-3147

